

広島大学大学院人間社会科学研究科紀要の編集・発行に関する内規

(令和 3 年 12 月 9 日研究科長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この内規は、広島大学大学院人間社会科学研究科(以下「研究科」という。)における研究業績等を発表するため、広島大学大学院人間社会科学研究科紀要(以下「紀要」という。)の編集・発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 紀要の名称は、広島大学大学院人間社会科学研究科紀要(Bulletin of the Graduate School of Humanities and Social Sciences, Hiroshima University)とする。

(発行の基本方針)

第 3 条 紀要是、次に掲げる副題を付し、それぞれ発行する。

- (1) 教育学研究(Studies in education)
- (2) 総合科学研究(Studies in integrated arts and sciences)

第 4 条 紀要是、原則として年 1 回発行する。

- 2 紀要に掲載する論文は、査読付きの論文と査読なしの論文に区分し、その旨を明記する。
- 3 紀要に掲載された論文等は電子化し、原則としてこれを一般に公開する。

(投稿資格)

第 5 条 紀要に投稿できる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 広島大学の教員(教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。以下、同じ。)及び教育研究系契約職員
- (2) 広島大学の大学院生及び大学院に在籍する研究生
- (3) 広島大学の教員を受入教員とする日本学術振興会特別研究員(DC を除く。)
- (4) 別に定める編集委員会(以下「編集委員会」という。)が適当と認めた者

(投稿の条件)

第 6 条 紀要への投稿は、次に掲げる事項について承諾することを前提とする。

- (1) 投稿された論文等の著作権(著作権法第 27 条、同第 28 条に定める権利を含む。)は、研究科に帰属する。ただし、執筆者は、著作権が研究科に帰属する著作物を自ら利用することができる。
 - (2) 紀要に掲載された論文等は、広島大学リポジトリに登録し公開する。
 - (3) 投稿に際して執筆者(代表者)の署名をもって、全執筆者の承諾が得られたものとする。
- 2 投稿される原稿は、未発表のものに限る。また、紀要に掲載された原稿は、他の出版物に掲載できない。ただし、編集委員会の許可を得た場合はこの限りではない。

(投稿原稿の責任)

第 7 条 投稿された原稿に関する責任は、執筆者が負うものとする。

(執筆要領)

第 8 条 投稿原稿は、編集委員会が定める執筆要領に基づき、執筆されなければならない。

2 執筆要領に従わない原稿は、原則として受理しない。

(編集・発行)

第 9 条 紀要の編集・発行は、編集委員会が行う。

(改廃)

第 10 条 この内規の改廃は、広島大学大学院人間社会科学研究科紀要委員会の議を経て、研究科長が行う。

(雑則)

第 11 条 この内規に定めるもののほか、紀要の編集・発行に関し必要な事項は、編集委員会が定める。

附 則

1 この内規は、令和 3 年 12 月 9 日から施行する。

2 広島大学大学院人間社会科学研究科紀要投稿内規(令和 2 年 4 月 1 日研究科長決裁)は廃止する。

3 この内規の施行前に編集・発行された紀要の取扱いについては、なお従前の例による。